

平成30年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	環境安全部防災防犯課									
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称					
	02	01	12	004	防犯協会支援事業					
	中事業		中事業名称		節	細節	細々節	細々節名称		
	01	防犯協会支援事業		19	03	01	防犯協会補助金			
補助金等の名称	防犯協会補助金									
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度	昭和22	年度	
補助金等の形態	個人補助		事業補助		団体運営補助	○	その他			
支出先名称	東久留米市防犯協会									
会 計 年 度	(予算・決算) 額	財源内訳								
		特定財源			一般財源					
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源				
	30年度	700								700
29年度	700								700	
根拠法令等 (名称及び条文の抜粋)										
法 令 等										
市条例・要綱等	東久留米市防犯協会補助金交付要綱									
目的及び効果	地方自治の本旨に基づき、公共の秩序を維持し、市民と福祉を保持するための防災思想の普及と自警心の高揚を図り、もって犯罪のない明るい地域社会を建設することを目的とする。									

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している (注)	はい	○	いいえ	
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である (注)	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	○

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いにしている。

3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解
東久留米市防犯協会は、田無警察署と連携して、市内における街頭キャンペーンや講演会、防犯少年野球大会など、市民に対する防犯啓発を積極的に行っている。振り込め詐欺や空き巣などの犯罪に対して、市民自身が知識をもって適切に対処できることが肝要であり、市としても防犯啓発を行う責務があるが、市の体制のみでは十分ではない。同会の活動は市の行政を補完するものであり、補助金を支出することは公益にかなうと考える。
31年度以降の方向性
本補助事業は、公共の秩序を維持し住民の安全及び福祉を保持するためのものであり、同会の活動なしでは十分な啓発活動が行えないため、これを継続していく。